

○ 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成 24 年防衛省訓令第 5 号）新旧対照表
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別表第 3（第 12 条関係）	別表第 3（第 12 条関係）
2 試験年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳未満の者で次に掲げるもの (1) (略) (2) (略) <u>イ 学校教育法に基づく高等学校の専攻科の課程のうち、同法第 58 条の 2 の文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者及び試験年度の 3 月までに当該課程を修了する見込みの者</u>	2 試験年度の 4 月 1 日における年齢が 21 歳未満の者で次に掲げるもの (1) (略) (2) (略) <u>イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上であり、かつ、1,600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び試験年度の 3 月までに当該専門課程を修了する見込みの者</u> (新設)
<u>ロ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいずれかの課程を修了した者及び試験年度の 3 月までに当該課程を修了する見込みの者（(ロ)に掲げる課程に係るこれらの者にあつては、当該課程への入学が平成 29 年 4 月 1 日前である者に限る。）</u> <u>(イ) 学校教育法第 132 条の文部科学大臣の定める基準を満たす課程</u> <u>(ロ) 修業年限が 2 年以上であり、かつ、1,600 時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするもの</u>	<u>ロ (略)</u> <u>ハ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学の専門課程（以下この号において「短期大学等の専門課程」という。）又は同法第 27 条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程を修了した者及び試験年度の 3 月までに短期大学等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みの者</u>
<u>ホ～チ (略)</u>	<u>三～ト (略)</u>